

田原市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準等

(趣旨)

第1条 この審査基準等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び第6条の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるものとする。

(支援法人の指定)

第2条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の指定を行わないこととする。

(標準処理期間)

第3条 支援法人の指定に関する標準処理期間は、申請があった日から14日とする。

附 則

この審査基準は、令和5年12月21日から施行する。